

# 災害時における透析医療確保に関する行動指針

杉並区

令和6年4月

## はじめに

杉並区では、平成 25 年 6 月に杉並区災害医療運営連絡協議会を設置し、緊急医療救護所の災害時医療救護訓練等、災害時における医療救護体制について継続して協議してまいりました。

新基本構想に基づく令和 4 年度を始期とした杉並区総合計画実行計画においては、災害時に医療救護が必要な災害時要配慮者等（人工呼吸器使用患者、人工透析患者、酸素療法患者等）の支援体制の充実を重点事項として掲げています。

令和 4 年度から、災害時要配慮者等のうち、人工透析患者の災害時における医療支援体制について、上記協議会に災害時透析医療救護体制検討部会を設置し協議を開始しました。

通常透析患者は命の維持のため定期的に透析を受けていますが、大規模な災害が発生し、かかりつけ透析医療機関が透析不能となった場合には、速やかに代替透析医療を確保する必要があります。そして災害時における代替透析医療の確保には、透析を必要とする透析患者数や透析施設の被災状況の把握、代替透析医療機関等の情報収集・共有、搬送方法等多岐にわたって平常時から検討しておく必要があります。

この「災害時における透析医療確保に関する行動指針」は、速やかに代替透析医療を確保するため、透析医療機関、杉並区ブロック長（区西部副ブロック長杉並区担当）、透析患者、搬送事業者、区のそれぞれの役割や連携体制について認識し、災害時における透析医療確保に役立てていただくために作成したものです。

作成に当たっては「災害時における透析医療活動マニュアル」（東京都福祉保健局 令和 3 年 5 月改訂版）を参照し、上記部会の意見等も踏まえて各関係者の基本的な活動について記載しました。「災害時における透析医療確保に関する行動指針」に記載のない内容については、「災害時における透析医療活動マニュアル」により活動することとします。

災害時には、行政のみの支援には限りがあるため「自助」「共助」の心持が重要です。災害発生時に落ち着いて行動が出来るよう、平常時から各当事者が準備を行うとともに、関係機関との連携を深め、非常時に備えておく必要があります。透析患者の命を守るために、この指針が一助となれば幸いです。

## 目次

<b>I 透析医療確保活動の概要（フロー図）</b> .....	1
<b>II 各当事者の活動内容（概要）</b> .....	2
<b>III 各当事者の具体的活動内容</b>	
<b>第1章 透析医療機関の活動</b>	
1 災害に対する備え .....	3
(1) 災害対策マニュアルの策定	
(2) 緊急時の連絡網等の整備	
(3) 情報の収集・伝達手段の確保	
(4) 物品等の備蓄等	
2 災害発生時の行動 .....	4
(1) 自院の被災状況等の把握	
(2) 透析患者や家族への情報伝達	
(3) 災害時透析医療ネットワークへの情報発信	
(4) 自院で透析継続が可能な場合	
(5) 自院で透析継続が不能の場合	
(6) 区内透析医療機関間の職員の相互協力	
(7) 透析患者や家族への連絡	
(8) 透析患者の搬送協力	
<b>第2章 杉並区ブロック長（区西部副ブロック長杉並区担当）の活動</b>	
1 災害に対する備え .....	11
(1) 情報連絡手段の確認	
(2) 訓練等の参加	
2 災害発生時の行動 .....	11
(1) 杉並保健所医療救護部への参集	
(2) 患者情報の収集	
(3) 透析の確保	
(4) 透析医療機関の調整	
(5) 調整結果の伝達	
(6) 透析用水の支援要請	
(7) 医薬品等の補給	
<b>第3章 透析患者の活動</b>	
1 災害に対する備え .....	13
(1) 平常時の心得	
(2) 平常時からの備え	
(3) 支援が必要となった場合の準備	
2 災害発生時の行動 .....	13

(1) 自宅で被災した場合	
(2) 外出中に被災した場合	
3 透析医療機関への移動 .....	14
(1) かかりつけ透析医療機関と連絡が取れた場合	
(2) 区内の震災救護所で支援の申し出をした場合	
<b>第4章 透析患者搬送事業者の活動</b>	
1 災害に対する備え .....	15
2 災害発生時の行動 .....	15
<b>第5章 杉並区の活動</b>	
1 災害に対する備え .....	16
(1) 災害時透析医療救護体制の周知	
(2) 透析患者の搬送手段の確保	
(3) 区内透析医療機関間の相互協力体制の整備	
(4) 支援を必要とする透析患者情報の収集	
2 災害発生時の行動 .....	16
(1) 区内透析医療機関の状況把握	
(2) 透析患者情報の集約と伝達	
(3) 透析患者の搬送調整・依頼	
(4) 都外への広域搬送	
<b>第6章 資料等</b> .....	18
1 透析医療機関一覧	
2 透析医療機関マップ	
3 震災救護所一覧	
4 第二次救護所（地域区民センター）一覧	
5 緊急医療救護所一覧	
6 災害時透析支援申込書	
7 協定書	
8 協定締結先一覧	
9 災害時透析患者カード	
10 災害用伝言ダイヤル（171）	
11 杉並区防災マップ	

# I 透析医療確保活動の概要（フロー図）

## 区内透析医療機関

・杏林大学医学部付属杉並病院	・桃井診療所
・河北総合病院	・阿佐谷すずき診療所
・河北透析クリニック	・西荻窪透析内科クリニック
・久我山腎クリニック	・高円寺すずきクリニック
・寺田病院	

## 自院の被災状況等の把握

### 被災状況等入力

災害時透析医療ネットワーク情報発信  
(Tokyo DIEMAS、日本透析医学会等)

### Google ドライブ上で調整

透析確保可	・他院患者受け入れ協力 ・他院職員支援要請
透析確保不可	・自院患者受け入れ依頼 ・自院職員派遣

透析確保可

透析確保不可

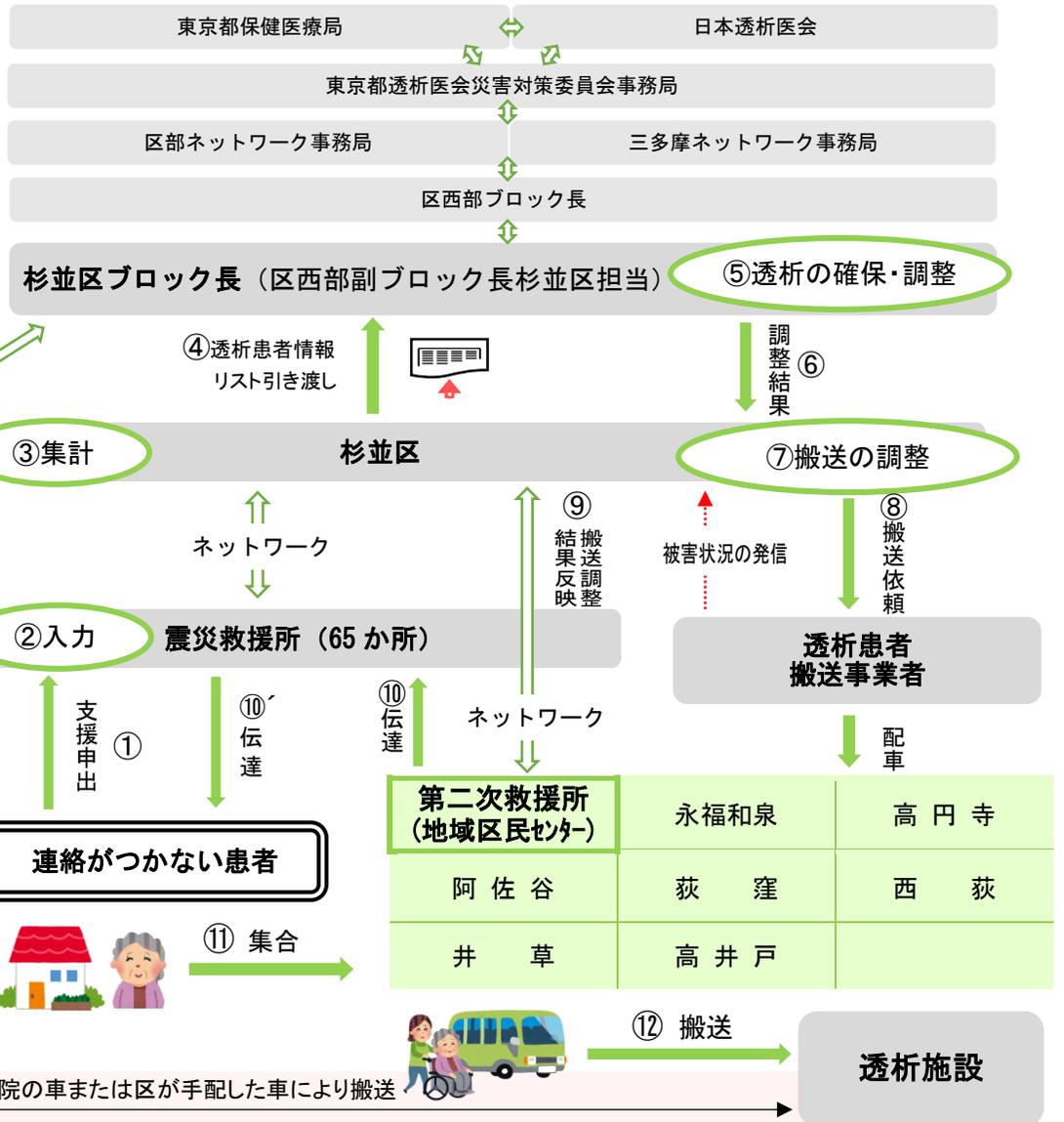
杉並区ブロック長調整

データの参照

自院の患者に連絡する

連絡がつかない患者

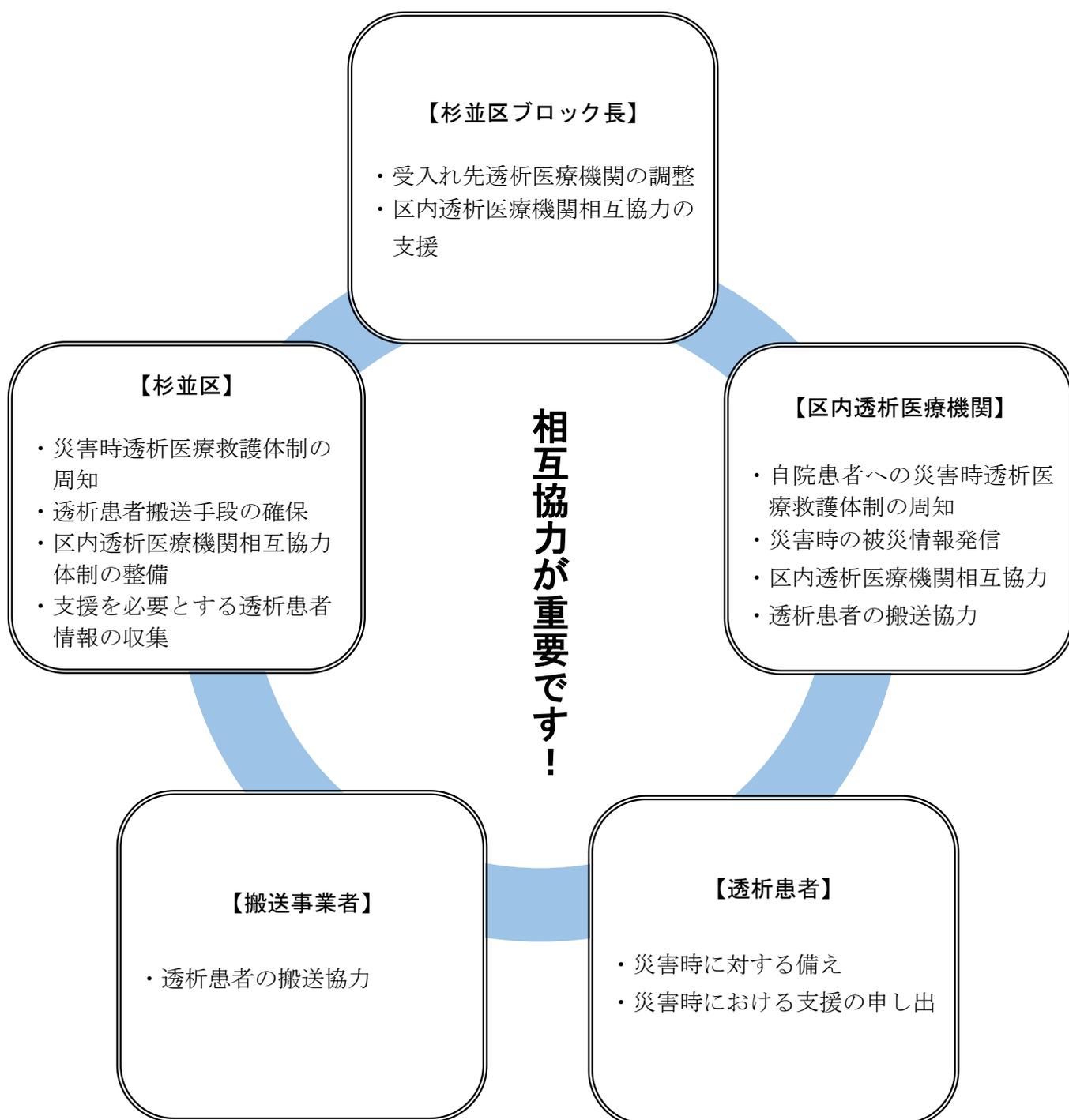
自院の車または区が手配した車により搬送



## Ⅱ 各当事者の活動内容（概要）

災害時の透析医療体制を確保するためには、関係する各当事者が相互に協力し連携していくことが重要です。

各当事者の活動内容を理解し、平常時から災害に備えて準備を行いましょう。



### Ⅲ 各当事者の具体的活動内容

#### 第1章 透析医療機関の活動

##### 1 災害に対する備え

###### (1) 災害対策マニュアルの策定

災害時においても迅速に対応できるよう災害対策マニュアルを作成し、災害時における指揮系統や役割分担、情報伝達方法、搬送手段の確保、ライフラインや医薬品等の確保といった項目について具体的に記載しておきます。また、透析支援要請や協力等の調整手順について確認をしておきます。

なお、策定したマニュアルは、周知のため施設内の目立つ場所に掲示し、訓練等を通じて適宜見直しを図ります。

###### (2) 緊急時の連絡網等の整備

###### ① 自院の職員との連絡

災害時に直ちに必要とする職員を参集するため、緊急連絡網を整備しておきます。災害時には、通常の連絡手段が使えない場合を想定して、「連絡のつかない場合は自施設に参集する」「災害用伝言サービス（伝言ダイヤル 171、伝言板 Web171）を利用する」等と決めておくことが大切です。

また、停電や通信規制に備えて、災害時優先電話やメール、SNS 等通信手段を複数確保しておく必要があります。

###### ② 患者・家族等との連絡

緊急時の透析医療機関への連絡先や連絡手段を患者・家族等と確認しておくなど、日頃から患者や家族等とのコミュニケーションを図るようにしておきます。

また、連絡がつかない場合の情報伝達方法についても患者や家族と共有しておくようにします。

###### 【情報伝達方法の例】

- ・ 自院のホームページへの情報掲載
- ・ 災害用伝言サービス（伝言ダイヤル 171、伝言板 Web171）の利用（P33 参照）
- ・ 自院の入口への貼り紙掲示

さらに、代替透析医療機関で透析を受ける場合に備えて、日頃から災害時透析患者カード等を携帯しておくことや、災害時に自院と連絡がつかない場合には、原則自身が居住する自治体へ支援を申し出る必要があることを伝えておきます。そして想定される支援の申し出先について患者や家族と確認し、共有をしておきます。

###### ③ 他の透析医療機関との連絡

災害時に他の透析医療機関と速やかに情報伝達や相互協力が図れるよう、区が行う透析医療機関連絡体制の整備（電話、メール、FAX 等）について協力していきます。

###### (3) 情報の収集・伝達手段の確保

災害時には、自施設の被害状況や透析の可否等を伝達する必要があります。平常時

から Tokyo DIEMAS に施設代表者や患者数、自家発電、貯水槽等の情報を入力しておくとともに、それらの情報を定期的に更新します。

**【Tokyo DIEMAS とは】**

平常時及び災害時において医療施設や透析患者の情報を迅速に収集し、医療関係者や自治体・企業等と情報共有を円滑に行うため、東京都透析医会災害対策委員会により運営されている「緊急時透析情報共有マッピングシステム Tokyo Dialysis Information in Emergency Mapping System」です。

(4) 物品等の備蓄等

災害時には、ライフラインの被害状況や道路の通行状況により、物資の供給が途絶える場合も想定されます。

そのため水、医薬品や医療器材等について、可能な限り備蓄に努めるとともに、備蓄場所の確認をしておきます。備蓄量については計画的に確保し、訓練等を通じて随時見直しを行います。

## 2 災害発生時の行動

透析医療機関は、透析の確保のため自施設の被災状況等の情報について速やかに収集し、透析患者や関係団体等へ伝達することが求められます。

(1) 自院の被災状況等の把握

① 建物・設備等の点検

透析機器の他、電話、パソコンなどの通信機器等の作動状況を確認し、電気、水道、ガスなどのライフライン関連の被害状況を確認します。また、建物等施設の被害状況についても確認します。

② 周辺被害状況の確認

施設周辺の被災情報を収集するとともに、自治体等からの災害広報に注意し、避難勧告や指示、誘導があった場合は従うようにします。

③ 職員の安全確認及び参集可否確認

休診日等に災害が発生した場合に、緊急連絡網等により職員へ連絡を取り、職員の状況を確認し、参集の可否について把握します。

④ 透析の可否

建物や設備等の被害状況や、医師・看護師等の参集可否についても勘案のうえ、透析継続の可否について判断します。

(2) 透析患者や家族への情報伝達

透析患者や家族へ透析継続の可否等について、自院のホームページ、災害用伝言サービス、自院の入口扉への貼り紙掲示等により情報を発信します。透析継続が不可の場合

には、受け入れ先透析医療機関の調整状況についても併せて発信します。

(3) 災害時透析医療ネットワークへの情報発信

自院の被災状況や透析継続の可否等について、Tokyo DIEMAS や日本透析医会ネットワークへ情報を入力します。

① Tokyo DIEMAS (緊急時透析情報共有マッピングシステム)

URL <https://tokyo-touseki-ikai.com/>

② 日本透析医会 災害時情報ネットワーク

URL <https://www.saigai-touseki.net/>

※ 上記ネットワークへ入力が出来ない場合は、災害時情報送信票 (P7参照) を使用してメール等により杉並区ブロック長等へ送信します。

(4) 自院で透析継続が可能な場合

① 電気や水が確保でき、透析継続は可能であるが、必要な医薬品・医療用器材が調達できない場合には、Google ドライブ上で支援要請をします。Google ドライブ上で確保できない場合は、杉並区ブロック長へ調整を依頼します。杉並区ブロック長は、区西部ブロック長に連絡し、東京都透医会等を通じ、確保に努めます。

② 透析時間の短縮や1日の透析回数を増やすなど、透析計画を変更することにより他院透析患者の受け入れが可能な場合は、Google ドライブ上で支援協力の入力を行います。  
※Google ドライブ (P8~参照)

(5) 自院で透析継続が不能の場合

① 協力医療機関がある場合には患者の受け入れを依頼します。

② 協力医療機関が受け入れ困難な場合又は、協力医療機関がない場合には、Google ドライブ上で患者の受け入れ依頼をします。Google ドライブ上で受け入れ先を確保できない場合は、杉並区ブロック長へ調整を依頼します。杉並区ブロック長は、代替透析医療機関の確保に努め、調整が困難な場合は区西部ブロック長へ支援を要請します。

③ 上記①又は②により代替透析医療機関が確保できた場合は、当該代替透析医療機関と連絡を取り、調整を図ります。

(6) 区内透析医療機関間の職員の相互協力

区内の透析医療機関間で職員の相互協力を行うことにより、区内の透析医療機関で透析を受けられる患者数を増やすことが可能となります。透析継続不能となった透析医療機関の職員は、透析継続可能な透析医療機関へ参集し、透析医療の支援に努めます。

① 自院で透析継続が可能な場合で人員の支援を要請したい医療機関は、Google ドライブに要請職種等を入力します。

② 自院で透析継続が不能の場合で職員の支援が可能な医療機関は、Google ドライブに医療機関名等を入力します。

(7) 透析患者や家族への連絡

自院で透析継続可能な場合や代替透析医療機関を確保が出来た場合は、透析患者や家族へ連絡します。連絡がついた透析患者については通院日時や方法について調整し、自院で搬送体制の確保が出来ない場合は区へ支援を要請します。

かかりつけ透析医療機関と連絡がつかない透析患者は、居住地の自治体へ支援を申し出ます。杉並区内の震災救護所へ申し出した場合は、杉並区ブロック長が透析医療機関の確保・調整を、区が搬送の調整を行います。

(8) 透析患者の搬送協力

自院の透析患者の搬送を優先し、搬送体制の確保に努めます。区から他院透析患者の搬送協力依頼があった場合で対応可能な場合は、搬送に協力します。

災害時情報送信票

年 月 日 午前・午後 時現在

施設名			
登録担当者名		連絡方法	※電話・メール等
都道府県名	東京都	区市町村名	
透析の可否	1 未確認	2 透析可	3 透析不可 ※○で囲んでください。
施設被災の有無	1 未確認	2 被災有	3 被災無 ※○で囲んでください。
被災状況	1 施設部分破損    2 施設半壊    3 施設全壊    4 停電 5 断水    6 ガス使用不可    7 多人数用透析液供給装置使用不可 8 端末装置使用不可    9 個人装置使用不可 10 水処理装置使用不可    11 その他装置被災 ※○で囲んでください。(複数選択可) ※被災がない場合は選択不要です。		
主な不足物品	ダイアライザ : _____ 人分 血液回路 : _____ 人分 透析液原液 : _____ 人分		
その他の不足物品 及び連絡事項等	※上記の項目に含まれない情報(必要物品、ボランティア要請、 等々)を記入してください。ボランティア要請の場合には、患者監 視装置のメーカー名をはじめ業務内容や条件等をできるだけ具体 的に記述してください。		
血液透析要請	年 月 日 : _____ 人 年 月 日 : _____ 人 年 月 日 : _____ 人		
患者移動手段	1 移送不要    2 一般車    3 救急車    4 警察車両    5 自衛隊車両 6 病院車    7 船舶    8 航空機    9 移動手段なし ※○で囲んでください。(複数選択可) ※移送に関する情報がない場合は選択不要です。		
PD受入れ	1 未確認    2 受入可    3 受入不可    ※○で囲んでください。 (受入可の場合→) 受入可能人数 : _____ 人		
PD対応可能システム	1 バクスター    2 テルモ    3 JMS    4 日機装    ※○で囲んでください。		
透析室貸出し可能	① _____ 床    ② 曜日と時間帯 _____ ※空き時間等を利用して透析室を貸し出せる場合の透析室床数を入力し てください。透析室を借りる施設はスタッフと患者、場合によってはダ イアライザなどを持参して透析を行うための項目です。		
血液透析受入れ可能	年 月 日 : _____ 人 年 月 日 : _____ 人 年 月 日 : _____ 人		
ボランティア派遣可能	医師 : _____ 人 臨床工学技士 : _____ 人 看護師 : _____ 人		

## 患者受入調整表 (Google ドライブ用)

※氏名等を除いた患者情報（個人を特定できない情報）で受け入れ調整をする。※オレンジ▲マーク付きセルはコメント確認要！

【支援要請】															【支援協力】		【共通】
性別～備考は患者情報を入力															※副ブロック長による調整の場合は、備考欄に「副ブ調整」と入力		コメント機能を利用して ください。コメントが あるセルには、右上にオ レンジ▲マークがつき ます。
対応 状況	医療機関名	入力日時	性 別	年 齢	氏 名	住所	最終 透析	最終 透析	ADL	介 助 者	送 迎	患者 連 絡	備考	医療機関名	備考	コメント	
	××透析診療所	4/1 14:00	女	68	O W	今川 4	木	AM	独歩			○		○○透析診療所			
終了	××透析診療所	4/1 14:00	男	56	N T	上井草 1	金	PM	車椅子	有	不要	○		○△透析病院	副ブ調整		
	△△クリニック	4/1 14:20	女	72	M S	高円寺南 3	木	AM	独歩			×		□□透析クリニック			
優先	△△クリニック	4/1 14:20	男	65	J G	宮前 3	木	PM	独歩			○		○△透析病院	副ブ調整		
	△△クリニック	4/1 14:20	男	58	A Y	阿佐谷南 2	金	PM	車椅子	無	要	×			副ブ調整		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	

職員相互協力調整表 (Google ドライブ用) ※支援協力側は氏名の入力是不行ない。

	【支援要請】					【支援協力】				
	医療機関名	入力日時	通し 番号	支援要請 職種	其他要望	医療機関名	入力日時	保険加入 状況	其他支援	備考
入力 例	〇〇透析診療所	4/12 15:00	1	医師	透析膜、 ヘパリン不足	△△クリニック	4/12 16:20	○	透析膜、ヘパリン 持参可	
			2	臨床工学技士		◎◎透析診療所	4/12 19:00	×		
			3	看護師						
	□□透析クリニック	4/12 16:20	4	臨床工学技士	透析膜、ヘパリン、 穿刺針、テープ不足	△△クリニック	4/12 17:20	○		
			5	看護師						
			6	看護師						

透析医療機関連絡先一覧 (Google ドライブ用)

※ホームページ等で公表されている連絡先等を記載する。

	医療機関名	担当者	メール	電話	FAX	更新日
1	河北透析クリニック					
2	河北総合病院					
3	杏林大学医学部附属杉並病院					
4	阿佐谷すずき診療所					
5	高円寺すずきクリニック					
6	桃井診療所					
7	久我山腎クリニック					
8	寺田病院					
9	西荻久保透析内科クリニック					

## 第2章 杉並区ブロック長（区西部副ブロック長杉並区担当）の活動

### 1 災害に対する備え

#### （1）情報連絡手段の確認

杉並区ブロック長は、災害時に透析医療機関や透析患者の情報を集約して透析確保の調整をするため、平常時から区や区西部ブロック等との情報連絡手段について確認をしておきます。

#### （2）訓練等の参加

区が実施する医療救護訓練等に参加し、透析の確保や調整の手順について確認をしておきます。

### 2 災害発生時の行動

#### （1）杉並保健所医療救護部への参集

災害発生時には、杉並区ブロック長は杉並保健所医療救護部へ参集します。杉並区ブロック長が参集できない場合は、代理者が参集します。

#### （2）患者情報の収集

- ① Google ドライブの患者受入調整表により、調整状況を確認します。
- ② 区は、かかりつけ透析医療機関と連絡が取れないため震災救護所へ支援を申し出した透析患者の情報リストを集約し、杉並区ブロック長へ引き渡します。
- ③ 上記①の受け入れ依頼元透析医療機関へ連絡し、上記②の透析患者情報リストのうち、受け入れ調整済みが確認できた透析患者について、受け入れ先透析医療機関を透析患者情報リストへ転記します。

#### （3）透析の確保

- ① 杉並区ブロック長は、杉並区内での受入調整を行います。必要があれば災害医療コーディネーターから助言を仰ぎます。区内で調整困難な場合は、区西部ブロック長に透析患者情報リストを送付し支援を要請します。
- ② 区西部ブロック長は、杉並区ブロック長からの要請をうけ、区西部内での受入調整を行います。ブロック内で調整困難な場合、区部ネットワーク事務局又は三多摩ネットワーク事務局に連絡します。区部ネットワーク事務局及び三多摩ネットワーク事務局は、各ネットワーク内での調整を行います。それでも調整困難な場合、東京都透析医会に支援を要請します。東京都透析医会は都内での透析医療の確保が困難な場合、東京都保健医療局に連絡します。東京都保健医療局は、東京都透析医会及び日本透析医会から情報収集し、都内での透析医療の確保が困難な場合は、厚生労働省に報告し、支援を要請します。

#### （4）透析医療機関の調整

杉並区ブロック長は、受け入れ先の調整結果をもとに搬送の順番を決め、確保した透析医療機関の割り振りを調整します。

(5) 調整結果の伝達

杉並区ブロック長は、受け入れ先の調整結果を、上記(2)①の分についてはGoogleドライブに入力の上支援の依頼元透析医療機関へ連絡し、同(2)②の分については透析患者情報リストに入力し、区へ引き継ぎます。

(6) 透析用水の支援要請

杉並区ブロック長は、区西部ブロック長と調整し、優先給水を行う医療機関を選定します。選定後、杉並区の災害対策本部へ支援要請を行いません。

(7) 医薬品等の補給

杉並区内で不足する医薬品・医療用器材がある場合には、区西部ブロック長に連絡し、東京都透医会等を通じ確保に努めます。

## 第3章 透析患者の活動

### 1 災害に対する備え

#### (1) 平常時の心得

災害が発生しても落ち着いて行動し、適切に透析を受け続けるためには「自助(自分の身の安全は、自らが守る)」の心持ちで、日頃から事前の準備を十分しておくことが重要です。

#### (2) 平常時からの備え

##### ① 非常時の持ち出し品の準備

常備薬、災害時透析患者カード、保険証・特定疾病療養受領証・医療券のコピー等

##### ② 災害時の情報連絡手段の確認

災害用伝言サービス(伝言ダイヤル171、伝言板Web171)など、かかりつけ透析機関への災害時の連絡方法、家族との連絡方法を把握しておきます。

##### ③ 災害時の薬と食事管理なども把握しておきます。

#### (3) 支援が必要となった場合の準備

災害時にかかりつけ透析医療機関と連絡が取れない場合は、自区内の震災救援所へ支援の申し出をします(原則)。平常時から杉並区災害時透析支援申込書(P22、23参照)を準備しておくとともに、最寄りの震災救援所や集合場所となる第二次救援所(地域区民センター)の場所やルートについても確認しておきます。

### 2 災害発生時の行動

#### (1) 自宅で被災した場合

自宅が火災や建物倒壊等の危険性が無い場合には、自宅での避難を原則とします。自宅での避難が難しい場合は、震災救援所へ避難します。この場合は、災害時透析患者カードや保険証等を持参します。

① かかりつけ透析医療機関の被災状況を電話や災害用伝言ダイヤル等を使用するかまたは直接、透析医療機関に出向く等により状況を確認します。かかりつけ透析医療機関と連絡が取れた場合は、同透析医療機関の指示を仰ぎます。

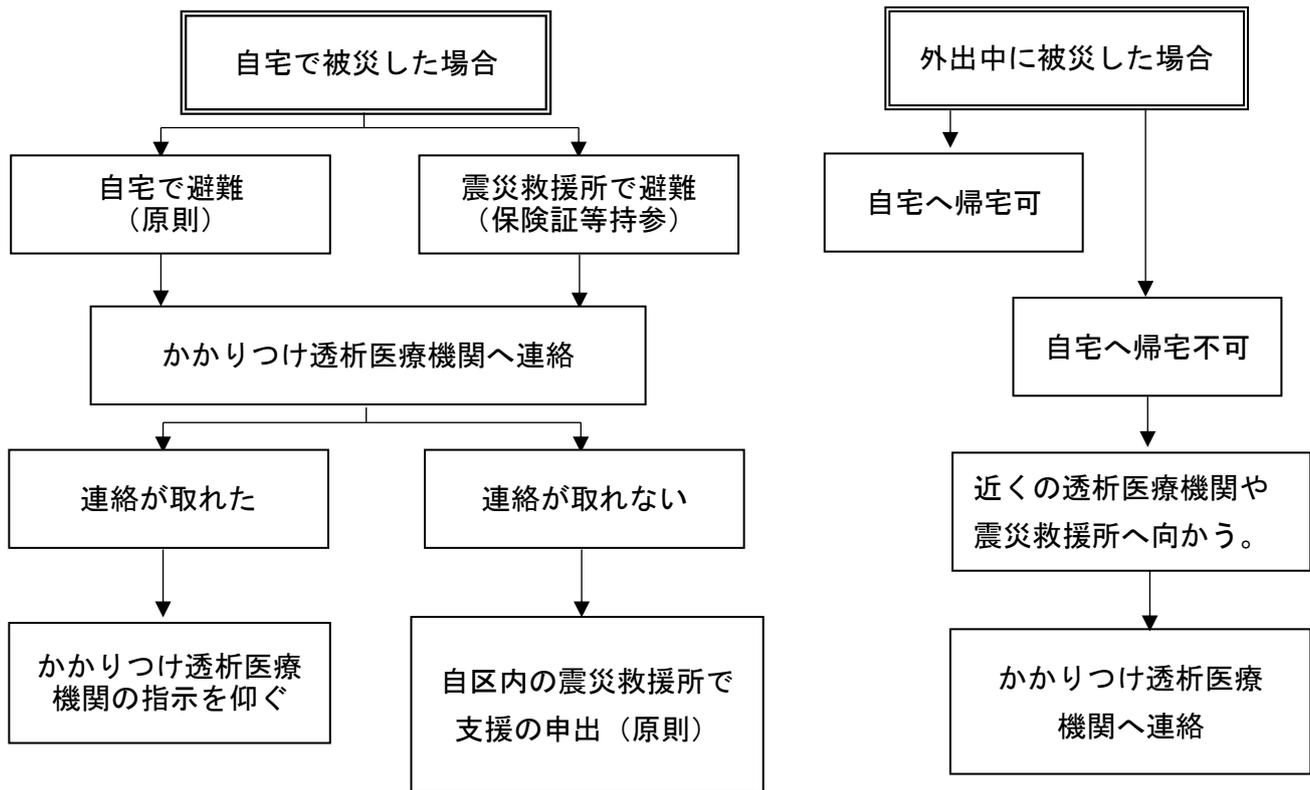
② 通院手段について確認します。平常時通りの通院が難しい場合、かかりつけ透析医療機関に通院手段の確認をします。

③ かかりつけ透析医療機関と連絡が取れない場合は、自区内の震災救援所へ支援の申し出をします(原則)。本人か代理者が杉並区災害時透析支援申込書を震災救援所へ提出します。

#### (2) 外出中に被災した場合

① 自宅に戻ることが可能な場合は、自宅で被災した場合と同様に行動します。

② 自宅に戻れない場合で区外にいる場合は、近くの透析医療機関や震災救援所へ行き、かかりつけ透析医療機関へ連絡します。かかりつけ透析医療機関と連絡が取れた場合は指示を仰ぎ、連絡が取れない場合は、当該自治体の震災救援所に相談し支援を申し出ます。



※透析医療機関で被災した場合は、医療機関の指示に従います。

### 3 透析医療機関への移動

#### (1) かかりつけ透析医療機関と連絡が取れた場合

かかりつけ透析医療機関と連絡が取れた場合は、同透析医療機関が搬送の調整をしますので、指示を仰ぎます。

#### (2) 区内の震災救援所で支援の申し出をした場合

##### ① 集合日時等の情報の確認

ア 震災救援所への支援の申し出をもとに、杉並区ブロック長が透析の確保を行い、区は透析患者搬送の調整を行い、その結果を震災救援所へ伝達（第二次救援所（地域区民センター）経由）します。

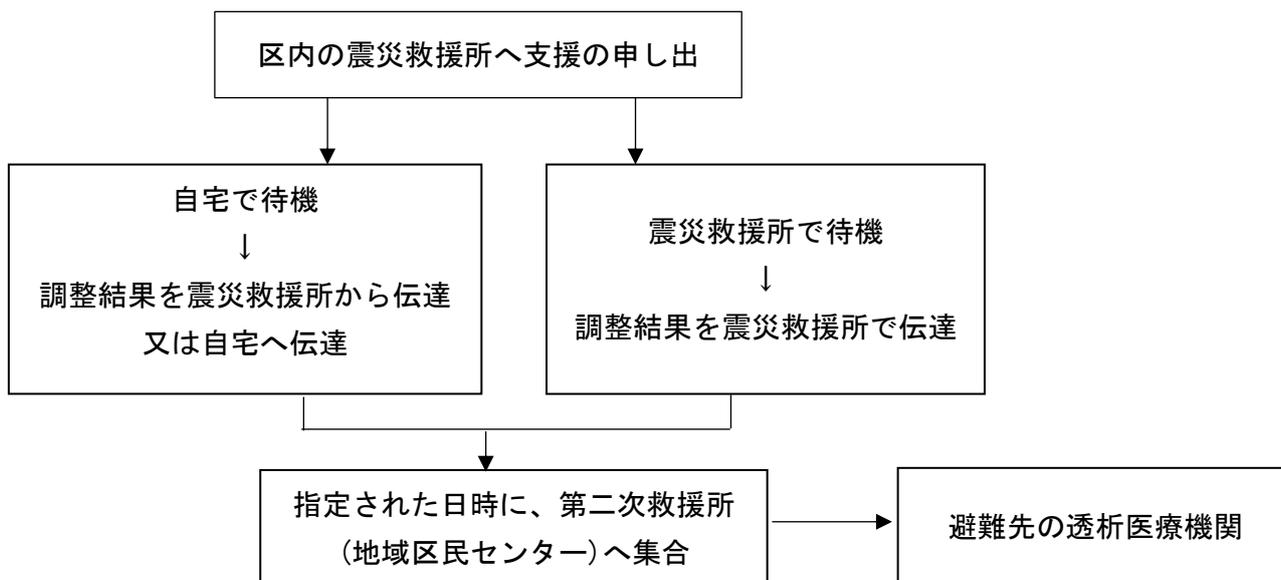
イ 震災救援所は、上記アの調整結果を電話等により自宅等へ伝達するか、震災救援所で直接伝達します。

##### ② 第二次救援所（地域区民センター）への集合

透析患者は、指定された日時に自力参集か、家族等の支援や震災救援所の「救助班」により、指定された第二次救援所（地域区民センター）へ集合します。

##### ③ 透析医療機関へ搬送

透析患者は、第二次救援所（地域区民センター）で受付を済ませ、患者搬送事業者が指示された透析医療機関へ搬送します。



## 第4章 透析患者搬送事業者の活動

### 1 災害に対する備え

- (1) 配車に備えて緊急通行車両の申請登録に努めます。
- (2) 災害時の交通規制も踏まえ、配車ルートについて事前確認をしておきます。
- (3) 区、第二次救援所（地域区民センター）、透析医療機関等との連絡の方法等について事前に確認をしておきます。
- (4) 区が医療救護訓練を実施する場合は、訓練の参加に努めます。

### 2 災害発生時の行動

- (1) 災害時には、自社の被災状況を把握し、区へ伝達します。
- (2) 搬送依頼に備え、車両や人員確保状況について確認します。
- (3) 区からの搬送依頼を受けて配車日時を確認し、了承した旨区へ報告します。
- (4) 指定された場所と日時に配車し、透析医療機関へ搬送します。
- (5) 搬送先が都外となった場合には、区が都へ搬送確保の要請を行います。都外搬送のため集合場所が指定された場合には、透析患者搬送事業者は都外搬送の集合場所へ透析患者を搬送します。

## 第5章 杉並区の活動

### 1 災害に対する備え

#### (1) 災害時透析医療救護体制の周知

透析患者へ区内の透析医療機関等を通じて、災害時にかかりつけ透析医療機関と連絡が取れない場合は、震災救援所へ支援の申し出が必要であることを周知していきます。

#### (2) 透析患者の搬送手段の確保

透析患者を透析医療機関等へ搬送するため、透析患者搬送事業者や区内の透析医療機関と搬送協力の協定を締結し、搬送体制の確保を図ります。また、災害時における透析患者搬送事業者や区内の透析医療機関との連絡方法や搬送手段について事前に確認をします。

#### (3) 区内透析医療機関間の相互協力体制の整備

区内透析医療機関の連絡体制や、災害時に区内の透析医療機関間で相互協力の体制を整備します。

#### (4) 支援を必要とする透析患者情報の収集

災害発生時に支援の申し出をした透析患者情報の集約や伝達の方法について事前に整備するとともに、平常時から医療救護訓練等を通じて区の職員等へ情報収集や伝達方法の習得を図ります。

### 2 災害発生時の行動

#### (1) 区内透析医療機関の状況把握

Tokyo DIEMAS や日本透析医会災害時情報ネットワーク等のネットワークを閲覧し、透析医療機関の状況を把握分析します。また、Google ドライブの入力状況を確認します。

#### (2) 透析患者情報の集約と伝達

- ① 震災救援所へ支援の申し出があった場合は、震災救援所では校務 PC を使い、すぎなみまっぷの透析患者情報一覧（エクセル）に透析患者情報（氏名、生年月日、住所、かかりつけ透析医療機関名、最終透析日、患者 ADL 等）を入力します。
- ② 医療救護部は、すぎなみまっぷのネットワークを通じて透析患者情報リストを集約し、杉並区ブロック長へ引き継ぎます。

#### (3) 透析患者の搬送調整・依頼

- ① 杉並区ブロック長による透析確保後の透析患者情報リストをもとに、搬送の割り振り調整を行い、集合日時を確定します。搬送の割り振りについては、杉並区ブロック長に助言を仰ぐなど、互いに協力して搬送調整します。
- ② 確定した集合日時を透析患者情報リストに入力し、すぎなみまっぷに掲載します。無線で震災救援所に調整結果を入力したことを連絡（第二次救援所（地域区民センター）経由）し、担当する透析患者への伝達を依頼します。
- ③ 透析患者配送事業者へも電話等で配車の日時等を連絡します。
- ④ 第二次救援所（地域区民センター）へ無線で連絡し、集合日時等が透析患者情報リストに掲載したことを伝え、透析患者の受付と搬送車両の誘導を依頼します。

#### (4) 都外への広域搬送

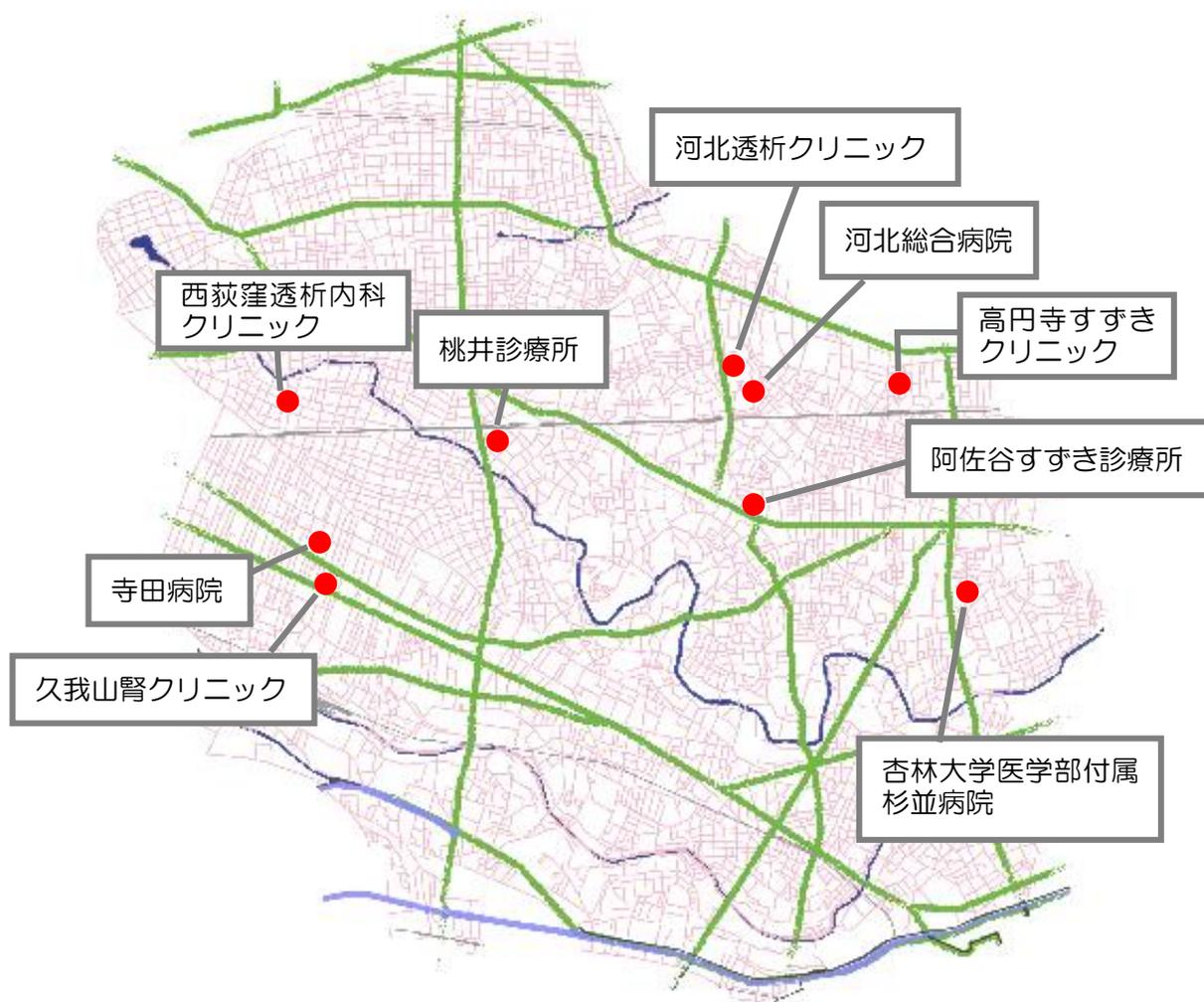
東京都の「災害時における透析医療活動マニュアル」では、他道府県への透析患者を搬送する場合は、都が搬送手段の確保に努めることとなっています。そのため、都外への広域搬送が必要な場合には、区は搬送手段の確保を東京都へ要請します。

## 第6章 資料等

### 1 透析医療機関一覧

	医療機関名	住所	電話
1	河北透析クリニック	阿佐谷北 1-18-9	03-3336-2500
2	河北総合病院	阿佐谷北 1-7-3	03-3339-2121
3	杏林大学医学部附属杉並病院	和田 2-25-1	03-3383-1281
4	阿佐谷すずき診療所	阿佐谷南 1-9-2 GOOD 2F・3F	03-5377-1512
5	高円寺すずきクリニック	高円寺北 2-20-1 グリッケンビル 4F	03-5373-1571
6	桃井診療所	荻窪 5-13-2	03-3398-0723
7	久我山腎クリニック	宮前 5-16-4	03-5336-6175
8	寺田病院	宮前 5-18-16	03-3332-1166
9	西荻窪透析内科クリニック	西荻北 3-32-12 ルミノール西荻窪 3F	03-5303-0120

### 2 透析医療機関マップ



### 3 震災救援所一覧

救援隊	施設名	所在地	電話
阿佐谷救援隊本隊	杉一小震災救援所	阿佐谷北 1 - 5 - 27	(3338) 8367
	杉六小震災救援所	阿佐谷南 1 - 24 - 21	(3314) 2164
	杉七小震災救援所	阿佐谷南 3 - 19 - 2	(3392) 6328
	杉九小震災救援所	本 天 沼 1 - 2 - 19	(3390) 0167
	馬橋小震災救援所	高円寺北 4 - 28 - 5	(3330) 3411
	天沼小震災救援所	天 沼 2 - 46 - 3	(3392) 6428
	杉森中震災救援所	阿佐谷北 5 - 45 - 24	(3330) 3431
	阿佐ヶ谷中震災救援所	阿佐谷南 1 - 17 - 3	(3314) 2261
	天沼中震災救援所	本 天 沼 3 - 10 - 20	(3390) 0161
	保育室若杉震災救援所	天 沼 3 - 15 - 20	(3391) 6533
井草救援隊本隊	桃五小震災救援所	下 井 草 4 - 22 - 4	(3390) 3188
	四宮小震災救援所	上 井 草 2 - 12 - 26	(3390) 3147
	沓掛小震災救援所	清 水 3 - 1 - 9	(3390) 4158
	八成小震災救援所	井 草 2 - 25 - 4	(3399) 3138
	中瀬中震災救援所	下 井 草 4 - 3 - 29	(3399) 2196
	井荻中震災救援所	今 川 2 - 13 - 24	(3399) 0148
	東原中震災救援所	下 井 草 1 - 28 - 5	(3390) 0148
永福和泉救援隊本隊	高三小震災救援所	下高井戸 4 - 16 - 24	(3302) 0181
	旧新泉小震災救援所	和 泉 1 - 44 - 26	(3322) 4251
	方南小震災救援所	方 南 1 - 52 - 14	(3322) 7661
	永福小震災救援所	永 福 2 - 16 - 33	(3322) 7391
	泉南中震災救援所	堀 ノ 内 1 - 3 - 1	(3313) 2361
	大宮小震災救援所	堀 ノ 内 1 - 12 - 16	(3313) 2164
	済美小震災救援所	堀 ノ 内 1 - 17 - 24	(3313) 2364
	向陽中震災救援所	下高井戸 3 - 24 - 1	(3302) 2989
	大宮中震災救援所	堀 ノ 内 1 - 16 - 38	(3313) 2161
	杉並和泉学園震災救援所	和 泉 2 - 17 - 14	(3322) 4251

救援隊	施設名	所在地	電話
荻窪救援隊本隊	杉二小震災救援所	成 田 西 3 - 4 - 1	(3313)0564
	西田小震災救援所	荻 窪 1 - 38 - 15	(3392)6828
	松溪中震災救援所	荻 窪 2 - 3 - 1	(3392)7328
	桃二小震災救援所	荻 窪 5 - 10 - 25	(3392)6728
	荻窪小震災救援所	宮 前 2 - 13 - 18	(3333)6628
	高四小震災救援所	西 荻 南 1 - 8 - 16	(3333)7828
	東田中震災救援所	成 田 東 3 - 19 - 17	(3313)1461
	神明中震災救援所	南 荻 窪 2 - 37 - 28	(3333)7428
	東田小震災救援所	成 田 東 1 - 21 - 1	(3313)1464
	宮前中震災救援所	宮 前 2 - 12 - 1	(3333)8728
高円寺救援隊本隊	杉三小震災救援所	高円寺南 1 - 15 - 13	(3314)1564
	旧杉四小震災救援所	高円寺北 2 - 14 - 13	(3339)5241
	旧杉八小震災救援所 (高円寺体育館) (令和7年2月まで)	高円寺南 2 - 40 - 24 (高円寺南 2 - 36 - 31)	(3314)2264 (3312)0313
	杉十小震災救援所	和 田 3 - 55 - 49	(3313)1364
	堀之内小震災救援所	堀 ノ 内 3 - 24 - 11	(3313)2264
	和田小震災救援所	和 田 2 - 30 - 21	(3383)2425
	高円寺学園震災救援所	高円寺北 1 - 4 - 11	(3389)1581
	松ノ木小震災救援所	松 ノ 木 1 - 2 - 26	(3313)2464
	高南中震災救援所	和 田 3 - 40 - 10	(3313)1361
	松ノ木中震災救援所	松 ノ 木 1 - 4 - 1	(3313)1561
和田中震災救援所	和 田 2 - 21 - 8	(3383)2428	
高井戸救援隊本隊	浜田山小震災救援所	浜 田 山 4 - 23 - 1	(3313)1564
	高井戸小震災救援所	高井戸西 2 - 2 - 1	(3333)7628
	高二小震災救援所	久 我 山 4 - 49 - 1	(3333)7728
	松庵小震災救援所	松 庵 2 - 23 - 24	(3333)7928
	富士見丘小震災救援所	久 我 山 2 - 19 - 1	(3333)7028
	高井戸東小震災救援所	高井戸東 1 - 12 - 1	(3304)5711
	久我山小震災救援所	久 我 山 5 - 18 - 7	(3331)3631
	富士見丘中震災救援所	上高井戸 2 - 16 - 13	(3333)8928
	高井戸中震災救援所	高井戸東 1 - 28 - 1	(3302)1762
	西宮中震災救援所	宮 前 5 - 1 - 25	(3333)8828

救援隊	施設名	所在地	電話
西荻救援隊本隊	桃一小震災救援所	桃 井 2 - 6 - 1	(3390)3178
	桃三小震災救援所	西 荻 北 2 - 10 - 7	(3399)3135
	桃四小震災救援所	善 福 寺 3 - 3 - 5	(3390)3185
	井荻小震災救援所	善 福 寺 1 - 10 - 19	(3390)3141
	三谷小震災救援所	上 井 草 3 - 14 - 12	(3390)0164
	井草中震災救援所	上 井 草 3 - 20 - 11	(3390)3144
	荻窪中震災救援所	善 福 寺 1 - 8 - 3	(3399)0196
計		65カ所	

(令和5年10月現在)

#### 4 第二次救援所（地域区民センター）一覧

	第二次救援所（地域区民センター）	住所	電話
1	阿佐谷地域区民センター	阿佐谷北 1 - 1 - 1	03-5356-9501
2	井草地域区民センター	下井草 5 - 7 - 2 2	03-3301-7720
3	永福和泉地域区民センター	和泉 3 - 8 - 1 8	03-5300-9411
4	荻窪地域区民センター (大宮前体育館) (令和6年11月から令和8年6月まで(予定))	荻窪 2 - 3 4 - 2 0 (南荻窪 2 - 1 - 1)	03-3398-9125 (03-3334-4618)
5	高円寺区民センター	梅里 1 - 2 2 - 3 2	03-3317-6611
6	高井戸地域区民センター	高井戸東 3 - 7 - 5	03-3331-7841
7	西荻地域区民センター	桃井 4 - 3 - 2	03-3301-0811

#### 5 緊急医療救護所一覧

	緊急医療救護所	住所
1	荻窪病院	今川 3 - 1 - 2 4
2	杏林大学医学部付属杉並病院	和田 2 - 2 5 - 1
3	河北総合病院	阿佐谷北 1 - 7 - 3
4	東京衛生アドベンチスト病院	天沼 3 - 1 7 - 3
5	城西病院	上荻 2 - 4 2 - 1 1
6	山中病院	南荻窪 1 - 5 - 1 5
7	清川病院	阿佐谷南 2 - 3 1 - 1 2
8	浜田山病院	浜田山 4 - 1 - 8
9	浴風会病院	高井戸西 1 - 1 2 - 1
10	ニューハート・ワタナベ国際病院	杉並区浜田山 3 - 1 9 - 1 1
11	救世軍ブース記念病院	和田 1 - 4 0 - 5

⇒最終頁の杉並区防災マップ参照

6 災害時透析支援申込書

杉並区災害時透析支援申込書

【震災救援所提出用】

杉並区長 宛

私は以下のとおり災害時透析支援を申し込み、下記の記載内容について、東京都区部災害時透析医療ネットワーク区西部ブロック副ブロック長杉並区担当に情報提供されることを承諾します。 申込日 年 月 日

ふりがな		性別	生年月日	年 月 日
氏名		男・女	(年齢)	( 歳)
住所				
電話番号	[携帯] - -	[自宅]	- -	
通院中の透析医療機関名				
最終透析日	月・火・水・木・金・土・日 最後に透析を受けた曜日に○をつけてください。			
移動方法 ※該当する箇所に ✓をつけてください。	<input type="checkbox"/> 独歩 <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> ストレッチャー(寝台)	地域のたすけあいネットワーク(地域の手)の登録	有 ・ 無	
介護者の有無	有 ・ 無			
避難場所	当てはまるものに○をつけてください。 震災救援所 ・ 自宅 ・ その他(住所： )			
申請した震災救援所名 ○をつけ、右記の集合場所を確認してください。		集合場所 ※申請した場所とは異なります。		集合日時等
桃井第五小・四宮小・杳掛小・八成小 東原中・中瀬中・井荻中		井草地域区民センター (下井草5-7-22)		※集合日時等の決定後、区からお知らせします。 忘れないように、下記へ記入してください。  <b>【日にち】</b> 月 日 ( )  <b>【時間】</b> 午前・午後 時 分  <b>【搬送先】</b> 病院  この申請書を持参し、指定された時間までに集合してください(時間厳守)。
桃井第一小・桃井第三小・桃井第四小 井荻小・三谷小・井草中・荻窪中		西荻地域区民センター (桃井4-3-2)		
桃井第二小・西田小・東田小・東田中 宮前中・荻窪小・高井戸第四小 杉並第二小・松溪中・神明中		荻窪地域区民センター (荻窪2-34-20) 大宮前体育館※ (南荻窪2-1-1) ※R6.11からR8.6まで		
杉並第一小・杉並第七小・杉並第九小 馬橋小・天沼小・保育室若杉・杉並第六小 天沼中・杉森中・阿佐ヶ谷中		阿佐谷地域区民センター (阿佐谷北1-1-1)		
旧杉並第四小・杉並第三小・高円寺学園 旧杉並第八小・杉並第十小・堀之内小・和田小 松ノ木小・高南中・松ノ木中・和田中		高円寺地域区民センター (梅里1-22-32)		
高井戸小・高井戸第二小・松庵小・富士見丘小 高井戸東小・久我山小・浜田山小・富士見丘中 高井戸中・西宮中		高井戸地域区民センター (高井戸東3-7-5)		
高井戸第三小・大宮中・旧新泉小・方南小 永福小・向陽中・泉南中・大宮小 済美小・杉並和泉学園		永福和泉地域区民センター (和泉3-8-18)		

## 杉並区災害時透析支援申込書

【申請者控】

杉並区長 宛

私は以下のとおり災害時透析支援を申し込み、下記の記載内容について、東京都区部災害時透析医療ネットワーク区西部ブロック副ブロック長杉並区担当に情報提供されることを承諾します。 申込日 年 月 日

ふりがな		性別	生年月日	年 月 日
氏名		男・女	(年齢)	( 歳)
住所				
電話番号	[携帯] - -	[自宅]		- -
通院中の透析医療機関名				
最終透析日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 最後に透析を受けた曜日に○をつけてください。			
移動方法 ※該当する箇所に ✓をつけてください。	<input type="checkbox"/> 独歩 <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> ストレッチャー(寝台)	地域のたすけあいネットワーク(地域の手)の登録	有 ・ 無	
介護者の有無	有 ・ 無			
避難場所	当てはまるものに○をつけてください。 震災救援所 ・ 自宅 ・ その他(住所: )			
申請した震災救援所名 ○をつけ、右記の集合場所を確認してください。	集合場所 ※申請した場所とは異なります。	集合日時等		
桃井第五小・四宮小・沓掛小・八成小 東原中・中瀬中・井荻中	井草地域区民センター (下井草5-7-22)	※集合日時等の決定後、区からお知らせします。忘れないように、下記へ記入してください。		
桃井第一小・桃井第三小・桃井第四小 井荻小・三谷小・井草中・荻窪中	西荻地域区民センター (桃井4-3-2)	【日にち】 _____月 日( )		
桃井第二小・西田小・東田小・東田中 宮前中・荻窪小・高井戸第四小 杉並第二小・松溪中・神明中	荻窪地域区民センター (荻窪2-34-20) 大宮前体育館※ (南荻窪2-1-1) ※R6.11からR8.6まで	【時間】 午前・午後 _____時 分		
杉並第一小・杉並第七小・杉並第九小 馬橋小・天沼小・保育室若杉・杉並第六小 天沼中・杉森中・阿佐ヶ谷中	阿佐谷地域区民センター (阿佐谷北1-1-1)	【搬送先】 _____病院		
旧杉並第四小・杉並第三小・高円寺学園 旧杉並第八小・杉並第十小・堀之内小・和田小 松ノ木小・高南中・松ノ木中・和田中	高円寺地域区民センター (梅里1-22-32)	この申請書を持参し、指定された時間までに集合してください(時間厳守)。		
高井戸小・高井戸第二小・松庵小・富士見丘小 高井戸東小・久我山小・浜田山小・富士見丘中 高井戸中・西宮中	高井戸地域区民センター (高井戸東3-7-5)			
高井戸第三小・大宮中・旧新泉小・方南小 永福小・向陽中・泉南中・大宮小 済美小・杉並和泉学園	永福和泉地域区民センター (和泉3-8-18)			

## 7 協定書

## 災害時における透析医療救護活動の協力に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害時における透析医療救護活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、杉並区地域防災計画に基づき、甲が実施する透析患者の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （協力事項）

第2条 乙が協力する業務は、次に掲げる内容とする。

- （1）乙が所有し、又は賃借する透析患者搬送用等の車両を使用し、乙の従事者又は乙が委託する事業者の従事者の運転により、第二次救護所（区内7か所）に避難等をしている透析患者及び付添人等を透析医療機関へ搬送する業務
- （2）前号に掲げるもののほか、区長がやむを得ない事情があると認めた場合に、乙が所有し、又は賃借する透析患者搬送用等の車両を使用し、乙の従事者又は乙が委託する事業者の従事者の運転により、第二次救護所（区内7か所）以外の場所から、透析患者等を搬送する業務
- （3）その他甲又は乙が必要と認めた事項

## （協力要請の手続）

第3条 甲は、前条に規定する協力事項について要請を行う際は、原則として、第9条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより連絡担当者以外の杉並保健所職員も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出する。

## （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた時は、可能な限りこれに応じ、協力するよう努める。

- 2 乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第9条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力実施報告書」により速やかに甲に報告する。ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出する。

## （経費の負担）

第5条 甲は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、第2条に規定する協力事項に係る経費に関し、別に定める積算方法により算定し、これを乙に支払う。

- 2 乙は、第2条に規定する協力事項に係る経費について、車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者から請求があった場合はとりまとめの上、前項の請求に含めて甲へ請求する。
- 3 甲は、乙からの請求があった後、請求内容の確認を行い、遅滞なく支払う。
- 4 第2項の規定により請求があった車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者からの請求分については、前3項の規定により甲から支払を受けた経費の中から、乙が車両の賃貸事業者及び運転の委託事業者へ支払う。

#### (賠償)

- 第6条 甲は、甲の責に帰すべき理由により、業務において乙の車両及びその付帯設備等に損害を与えたときは乙に対し、その損害を賠償する。
- 2 甲は、甲の責に帰すべき理由により乙が行う業務について、関係者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。
  - 3 乙は、業務に際し、乙の責に帰すべき理由により、損害(第三者に及ぼした損害を含む。)が発生した場合は、その損害を賠償するものとする。この場合において、乙は、甲に対し、速やかにその状況を報告する。

#### (災害補償)

- 第7条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、協力活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和41年杉並区条例第26号)」の規定に基づき、これを補償する。ただし、訓練に係るものを除く。

#### (緊急通行車両の登録及び燃料の優先的供給)

- 第8条 甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、業務に使用する車両の燃料の優先的供給に努めるものとし、乙は、緊急通行車両の登録に努める。

#### (連絡担当者)

- 第9条 甲及び乙は、本協定の実施に関し、甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告する。

#### (平常時の活動)

- 第10条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時においても、次に掲げる事項について相互に協力に努める。
- (1) 医療救護活動に必要な情報の交換
  - (2) 甲の行う防災訓練等への参加
  - (3) その他災害時に協力が必要と認める事項に係る対応方法の策定等

#### (有効期間)

- 第11条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただ

し、この期間満了の2か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以降においても同様とする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めることとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区長

乙

## 災害時における医療救護活動の協力に関する協定書

杉並区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、杉並区地域防災計画に基づき甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （協力事項）

第2条 乙が協力する業務は次に掲げる内容とする。

- （1）緊急医療救護所が開設されている病院にいる傷病者等を、他の災害拠点病院等に搬送する業務
- （2）第二次救護所（区内7か所）に避難等をしている透析患者及び付添人等を、透析医療機関へ搬送する業務
- （3）前2号に掲げるもののほか、区長がやむを得ない事情があると認めた場合に、透析患者を含む傷病者等を搬送する業務

## （協力要請の手続）

第3条 甲は、前条に規定する協力事項について要請を行う際は、原則として、第9条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行う。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の杉並保健所職員も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出する。

## （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた時は、可能な限りこれに応じ、協力するよう努める。

- 2 乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第9条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力実施報告書」により速やかに甲に報告する。ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出する。

## （経費の負担）

第5条 甲は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、第2条に規定する協力事項に係る経費に関し、別に定める積算方法により算定し、これを乙に支

払う。

2 甲は、乙からの請求があった後、請求内容の確認を行い、遅滞なく支払う。

(賠償)

第6条 甲は、甲の責に帰すべき理由により、業務において乙の車両及びその付帯設備等に損害を与えたときは乙に対し、その損害を賠償する。

2 甲は、甲の責に帰すべき理由により乙が行う業務について、関係者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

3 乙は、業務に際し、乙の責に帰すべき理由により、損害(第三者に及ぼした損害を含む)が発生した場合は、その損害を賠償する。この場合において、乙は、甲に対し、速やかにその状況を報告する。

(災害補償)

第7条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、協力活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「災害に際し水防又は応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和41年杉並区条例第26号)」の規定に基づき、これを補償する。ただし、訓練に係るものを除く。

(緊急通行車両の登録及び燃料の優先的供給)

第8条 甲は、乙が搬送業務を遂行するに当たり、業務に使用する車両の燃料の優先的供給に努めるものとし、乙は、緊急通行車両の登録に努める。

(連絡担当者)

第9条 甲及び乙は、本協定の実施に関し、甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告する。

(平常時の活動)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時においても、次に掲げる事項について相互に協力に努める。

- (1) 医療救護活動に必要な情報の交換
- (2) 甲の行う防災訓練等への参加
- (3) その他災害時に協力が必要と認める事項に係る対応方法の策定等

(有効期限)

第11条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以降においても同様とする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めることとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

杉並区長

乙

## 8 搬送協定締結先一覧

### 透析医療機関

	医療機関名	住所	電話
1	河北透析クリニック	阿佐谷北 1-18-9	03-3336-2500
2	阿佐谷すずき診療所	阿佐谷南 1-9-2 GOOD 2F・3F	03-5377-1512
3	高円寺すずきクリニック	高円寺北 2-20-1 グリュッケンビル 4F	03-5373-1571
4	桃井診療所	荻窪 5-13-2	03-3398-0723
5	寺田病院	宮前 5-18-16	03-3332-1166
6	西荻窪透析内科クリニック	西荻北 3-32-12 ルミノール西荻窪 3F	03-5303-0120

### 搬送事業者

	事業者名	住所	電話
1	杉並交通株式会社	杉並区高井戸東 3-19-19	03-3334-4481
2	杉並交通第二株式会社	杉並区高井戸東 3-36-16	03-3332-2345
3	宮園自動車株式会社	練馬区立野町 1-14-23	03-3594-2953
4	株式会社トップジャンクション	練馬区南田中 3-7-6	0120-111-993

## 災害時透析患者カード

東京都は、「災害時における透析医療活動マニュアル」の一部を「災害時透析患者カード」として抜粋しました。全文は、東京都保健医療局疾病対策課ホームページで閲覧、印刷できます。

氏名		生年月日	電話
		S・H・R 年 月 日	
自宅住所	〒		
緊急連絡先	氏名 住所 ☎ メール	続柄	
透析施設	施設名 住所 ☎ メール		

東京都保健医療局

- 1 -

### ◆◆◆ 平常時の心得 ◆◆◆

■いつも飲んでいる薬を書きとめ、できれば覚えておきましょう。

避難中も欠かさず飲むべき薬はどれか主治医に尋ね、予備薬を準備しておきます。

① \_\_\_\_\_ ② \_\_\_\_\_ ③ \_\_\_\_\_

④ \_\_\_\_\_ ⑤ \_\_\_\_\_ ⑥ \_\_\_\_\_

◇薬剤アレルギー 有・無 ある場合 \_\_\_\_\_

◇インスリン 有・無 \_\_\_\_\_

インスリンの種類と単位は？

朝 \_\_\_\_\_ 昼 \_\_\_\_\_

夕 \_\_\_\_\_ 寝る前 \_\_\_\_\_

その他の使用法 \_\_\_\_\_

■自宅付近と透析施設付近の避難所の場所と行き方を確かめ、家族にも知らせておきます。

◇自宅付近の避難場所  
( \_\_\_\_\_ )

◇透析施設付近の避難場所  
( \_\_\_\_\_ )

- 3 -

### ◆ホームページアドレス

[https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/kenkou/saigai\\_touseki.html](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/kenkou/saigai_touseki.html)



### ◆問合せ先

東京都保健医療局保健政策部疾病対策課  
☎ 03-5320-4471

※電話が繋がらないときは、NTT災害用伝言ダイヤル(171)を利用しましょう。

- 2 -

■通院中の透析施設の被災時に備えて、代替りの医療機関を把握しておきましょう。

	医療機関名	電話番号
◇自宅周辺( _____ )	☎ ( _____ )	( _____ )
◇親戚・知人宅( _____ )	☎ ( _____ )	( _____ )
◇職場周辺( _____ )	☎ ( _____ )	( _____ )
◇その他( _____ )	☎ ( _____ )	( _____ )

■透析施設と連絡がとれない時の情報手段

- ◇区市町村防災担当窓口 ☎ ( \_\_\_\_\_ )
  - ◇保健所 ☎ ( \_\_\_\_\_ )
  - ◇東京腎臓病協議会 ☎ (03-3944-4048)
  - ◇NTT災害用伝言ダイヤル ☎ (171)
  - ◇携帯電話災害用伝言板
- 携帯電話各社のサービスを御確認ください。
- ◇NTT災害用ブロードバンド伝言板 (web171) (<https://www.web171.jp/>)
  - ◇東京都透析医会 (<https://tokyo-touseki-ikai.com/>)
  - ◇東京都区部災害時透析医療ネットワーク (23区) (<https://tokyo-hd.jp>)
  - ◇三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワーク (多摩地区) (<https://3tama.tokyo-touseki-ikai.com/>)
  - ◇日本透析医会災害時情報ネットワーク (<https://www.saigai-touseki.net/>)

- 4 -

◆◆◆データ◆◆◆

【透析に必要なデータ】

透析に至った原疾患（糖尿病・慢性腎炎・その他）  
 透析導入年月日 年 月 日  
 血液型（型 Rh）目標体重（ドライウェイト）（kg）  
 透析曜日（）透析時間（）  
 透析器（）（膜面積 m<sup>2</sup>）  
 血流量（ml/min）  
 穿刺部位（右・左）（上腕・前腕・その他）  
 抗凝固剤（）  
 注射薬の投与（）  
 禁忌薬（）  
 合併症（）  
 透析中の血圧低下（有・無）  
 透析中の問題点：  
 通常時の心胸比（％）

◆災害時の食事と薬などの管理◆

■避難所の管理者や医療救護所等の医師や看護師に、「透析患者であること」と「次回の透析予定日」を告げます。

■透析再開までの間、熱量（エネルギー）の確保と水分・塩分・カリウム・タンパク質制限を確実にいきます（水分・塩分・カリウム・タンパク質は平常時の半分を目安に）。

- ・熱量（エネルギー）確保のため、ご飯・パン・ビスケットなどはしっかり食べます。

☛ 熱量（エネルギー）が極度に不足すると、必要なエネルギー源を確保するために、筋肉を分解してエネルギーを得ようとし、筋肉が分解されてできたタンパク質とカリウムが尿毒症を引き起こします。熱量（エネルギー）はしっかりと摂取するようにしてください。

- ・カリウム制限のため、バナナ・牛乳・即席めん・野菜ジュース・トマトジュースなどを控えます。

【検査データ】

（常に新しいものに書き換えましょう。）

年 月 日現在				
	透析前	透析後	ヘモグロビン	g/dl
血圧 (mmHg)	/	/	血糖値	mg/dl
尿素窒素 (BUN)	mg/dl	mg/dl	HbA1c	%
クレアチニン (Cr)	mg/dl	mg/dl	AST (GOT)	IU/l
カリウム (K)	mEq/l	mEq/l	ALT (GPT)	IU/l
カルシウム (Ca)	mg/dl	/	HBs 抗原	+ -
リン (P)	mg/dl	/	HCV 抗体	+ -

- ・栄養成分表示には塩分量をナトリウムで表示しているものがあります。以下に換算式を示します。

$$\text{食塩 (g)} = \text{Na (g)} \times 2.54$$

<参考>  
 1,000mg = 1g  
 10 mg = 0.01 g

	災害時の一日量の目安
エネルギー	1,200~1,400kcal 以上
タンパク質	30~40g
カリウム	500~1,000mg
水分量	300~400ml + 尿量
塩分	3~4g 以下

- ・腎不全用のレトルト食品などの利用も考えられます。

**■避難中も必要な薬が継続して飲めるよう、予備薬を携行しましょう。**

一般的には、血圧降下剤・心臓病の薬・糖尿病の薬（インスリンを含む。）・カリウムを下げる薬等は、中断するとすぐに身体に影響が出るので、欠かさずに飲みましょう。

☛ 糖尿病治療中の場合は低血糖症状に備えてブドウ糖やブドウ糖を多く含む食品を常に携帯するようにしましょう。

**■いつもと違う症状がある時は、透析医療機関や医療救護所等の医師や看護師に早めに相談しましょう。**

- ①発熱
- ②心不全徴候(息苦しさ・手足のむくみ等)
- ③尿毒症症状(頭痛・吐き気・全身のだるさ等)
- ④高カリウム症状(脱力感・唇や手足のしびれ・不整脈等)
- ⑤低血糖症状(冷や汗・動悸・気分不快・意識消失等)
- ⑥シャントの閉塞
- ⑦腹膜透析関連合併症

- 9 -

10 災害用伝言ダイヤル（171）

出典：東京都防災ホームページ



災害時における透析医療確保に関する行動指針

令和6年4月発行

編集・発行 杉並区杉並保健所健康推進課  
〒167-0051 杉並区荻窪五丁目20番1号  
TEL (03) 3391-1355

登録印刷物番号

05-0098